

7 バイオマス利活用による地域循環システムの確立に向けた制度の充実について ～COP3開催都市におけるバイオマスエネルギーを活用した先駆的な取組～ (環境省・農林水産省・資源エネルギー庁・国土交通省・総務省)

京都市では、平成9年度のCOP3開催に先立ち、家庭からの廃食用油を原料としたバイオディーゼル燃料の実用化や生ごみからのバイオガス化技術実証研究など、全国に先駆けて、地球温暖化防止に資するバイオマス利活用の取組を進めて参りました。

バイオディーゼル燃料は、環境にやさしい低公害燃料であるとともに、リサイクルの促進、二酸化炭素の排出抑制のほか、地域に根ざした回収活動を通じて環境意識の向上や地域コミュニティの活性化も期待できるなど多大な効果と意義を有するものであります。しかし、この燃料が全国に普及・拡大するためには、燃料品質の統一化や軽油混合時の軽油引取税の軽減措置など、技術面、制度面の充実が大変重要になって参ります。

このため、京都市は、平成19年3月に、関係する自治体、NPO、企業、事業者が参加して、燃料利用の指針作りや利活用を促進するための制度面の充実検討など側面からの支援を図るため、京都市長を会長とする「全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会」を立ち上げたところであり、バイオディーゼル燃料利用促進に向けた地域からの機運がますます高まってきていることを実感しております。

また、京都市では、平成19年度から、京都大学、国立環境研究所など産官学連携で、未利用バイオマスの徹底活用を図るとともに、様々な利活用技術を組み合わせたハイブリッドシステムの構築により、温室効果ガスの効果的削減を目指す実証研究「京都バイオサイクルプロジェクト」に取り組んでいるところです。

脱温暖化社会・循環型社会構築の早期実現に向けては、国の京都議定書目標達成計画やバイオマス・ニッポン総合戦略の見直しにおいて、バイオマスの利用目標が設定され、利用促進が重点目標に盛り込まれるなど、バイオマスの総合的な利活用を進めることが喫緊の課題となっております。

京都市は、京都議定書誕生の地として、今後とも再生可能なバイオマスの高度で新たな利活用の取組の成果を国内外に発信し、利用促進の先導的な役割を果たすことが使命と考えており、その立場から、更なる技術、制度面の充実を要望します。

要望事項

- 1 バイオディーゼル燃料の品質安定化と適合車両開発促進などのための日本工業規格(JIS)の制定等
- 2 バイオマス利活用の推進に向けた支援制度の確立
 - (1) バイオディーゼル燃料の軽油混合使用に伴う軽油引取税の軽減措置等，更なる普及促進に向けた制度面の充実
 - (2) 再生可能エネルギーによる電力を一定価格で購入することを義務づける固定価格買取制度などバイオマスの利活用を促進するための制度面の充実

主な要望先：環境省（地球環境局地球温暖化対策課） 農林水産省（大臣官房環境バイオマス政策課バイオマス推進室） 資源エネルギー庁（資源・燃料部石油流通課，省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課） 国土交通省（自動車交通局技術安全部環境課） 総務省（自治税務局都道府県税課）

京都市の担当課：環境局 適正処理施設部 施設整備課 バイオマスエネルギー担当課 中村一夫 TEL 075-212-8500
 環境局 循環型社会推進部 循環企画課長 瀬川道信 TEL 075-213-4930
 交通局 自動車部 技術課長 相田正雄 TEL 075-822-9155

<参考> バイオディーゼル燃料化事業の全体概要

